

「亜鉛含有量に係る排水基準の見直し案」及び「ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直し案」に対する府民意見等の募集について(案)

大阪府環境審議会では、平成19年7月18日に大阪府知事から「亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等\*の排水基準に係る経過措置の見直し」について諮問を受け、審議会に水質規制部会を設置して審議を進めてきましたが、このたび部会において亜鉛含有量に係る排水基準の見直し案」及び「ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直し案」をとりまとめました。

つきましては、大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき、本見直し案に対する府民、団体・グループのご意見・ご提言を募集します。

\* 水質汚濁防止法で有害物質とされている項目の中の、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」並びに「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の3項目をいいます。以下同じ。

「亜鉛含有量に係る排水基準の見直しについて」(別添1、PDF形式、KB)

「ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しについて」  
(別添2、PDF形式、KB)

意見提出用紙(WORD形式 KB、PDF形式 KB)

### 1 募集期間

平成19年 月 日( )から平成19年 月 日( )(必着)  
(郵送の場合は、 月 日の消印有効)

### 2 提出先

大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境計画グループ あて

郵便の場合 〒540 - 8570(住所不要)

ファクシミリの場合 FAX 06 - 6944 - 6714

電子メールの場合 [kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)

なお、電話でのご意見は受け付けかねますので、あらかじめ御了承ください。

### 3 閲覧方法

ご意見・ご提言の対象となる見直し案については、インターネットによる公表(おおさかの環境ホームページ「エコギャラリー」)のほか、大阪府環境農林水産部環境管理室(国民会館・住友生命ビル5階)、大阪府環境情報プラザ(大阪府環境農林水産総合研究所 本部・環境科学センター 1階)、大阪府府政情報センター(NBF 谷町ビル3階)、各府民情報プラザ(府内12箇所)で、ご覧いただけます。

#### 4 留意事項

個人で提出していただく場合は住所・氏名を、団体・グループで提出していただく場合は所在地、団体・グループ名を明記してください。これらの明記がないものについては、受付できませんのでご注意ください。

内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先（電話番号等、団体・グループの場合は担当者）をあわせて明記してください。

なお、これらの個人情報公表いたしません。

ご意見等の内容については原則として公表します。

ご意見等は日本語で提出してください。

#### 5 ご意見等の取り扱い

いただいたご意見等を参考に、「亜鉛含有量に係る排水基準」及び「ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置」の改正の手続きを進めます。

ご提出いただきましたご意見等の概要と、それに対する部会の考え方などについては、ホームページ等により一定期間公表します（ご意見等に対して個別には回答いたしません）。

類似のご意見等については、まとめて公表することがあります。

ご意見等の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としています。賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、部会の考えを示さない場合があります。

#### 6 問い合わせ先

大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境計画グループ  
（大阪府環境審議会水質規制部会事務局）

電話：06-6941-0351（代表） 内線（3854、3859）

電子メール：[kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)

意見提出用紙

「亜鉛含有量に係る排水基準の見直し案」及び  
「ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直し案」に対する意見

連絡先	氏名または団体名	
	住所または所在地	〒 -
	電話番号（担当者名）	
	電子メールアドレス	
該当項目	該当する項目の を黒く塗りつぶしてください。（ から に変更してください。） ご意見の提出は1項目について1枚でお願いします。	
	亜鉛含有量に係る排水基準の見直し案 ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直し案	
ご意見の内容		

〔締切〕平成19年 月 日（ ） 必着（郵送の場合は 月 日の消印有効）

〔送付先〕大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境計画グループ

（大阪府環境審議会水質規制部会事務局）

郵送の場合 〒540-8570（住所不要）

ファクシミリの場合 06-6944-6714

電子メールアドレス [kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)

## 亜鉛含有量に係る排水基準の見直し案

### 1 生活環境項目に係る排水規制について

水質汚濁防止法（以下「法」という。）では「化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目」（以下「生活環境項目」という。）として化学的酸素要求量や亜鉛含有量等について、1日当たりの平均的な排水の量（以下「日平均排水量」という。）が50 m<sup>3</sup>以上の法対象事業場に全国一律の排水基準を設定している。

大阪府では、この排水基準に対し、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」（以下「上乗せ条例」という。）により、日平均排水量が30 m<sup>3</sup>以上の法対象事業場にまで対象を広げるとともに、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「生活環境保全条例」という。）により、法対象事業場以外の条例で定める事業場に対しても、日平均排水量が30 m<sup>3</sup>以上のものを対象に同様の排水基準を適用している。

### 2 亜鉛含有量に係る排水基準見直しの経過

亜鉛含有量については、水道への影響、漁業及び農作物被害の防止についての見地からの知見に基づき、水質汚濁防止法制定当初から5 mg/Lの排水基準が設定され、大阪府においても、上乗せ条例や生活環境保全条例により、同様に5 mg/Lの排水基準を設定していた。

その後、平成15年11月に水生生物保全の観点から全亜鉛についての環境基準が設定されたことを受け、平成18年11月に法に基づく亜鉛含有量に係る排水基準が5 mg/Lから2 mg/Lに強化された（平成19年6月11日全面適用）。

法に基づく排水基準の強化を受け、知事は、平成19年7月18日に大阪府環境審議会に対し、亜鉛含有量に係る排水基準の見直しについて諮問し、同日その調査検討が水質規制部会に付託され、水質規制部会において、専門的な見地から検討を行った。

### 3 亜鉛含有量に係る排水基準見直しの考え方

府域の河川における全亜鉛濃度の現状を踏まえると、さらなる改善が必要な状況であり、亜鉛による汚濁の主な要因は工場・事業場の排水と考えられること、また、従来府域において行われてきた上乗せ条例及び府生環条例による上乗せ・横出し規制の取組みは、府域における汚濁負荷の低減につながり、環境保全を図る上で重要な役割を果たしてきたこと、並びに府域の対象事業場の排水実態を踏まえ、亜鉛含有量に係る排水基準については、従来の排水規制の原則に従って、適用対象を広げて法と同様の排水基準値を適用することが適当である。

なお、今回、法に基づく排水基準の強化にあたり、新たに一部の業種に対して暫定排水基準が設けられたが、府域の対象事業場の排水実態をみると、現時点においてなお、技術的に上乗せ基準等を遵守することが困難な業種もみられることから、該当業種については、暫定排水基準を設定することが適当である。

### 4 亜鉛含有量に係る排水基準の見直し案

3の考え方に基づき検討を行った結果、亜鉛含有量に係る排水基準については、別紙のとおりとすることが適当である。

なお、暫定排水基準を適用するものについては、法の暫定排水基準の適用期間が5年間とされたことから、同様に5年間の適用期間を設け、今後の排水処理等に関する技術開発の動向や排水実態、公共用水域での検出状況等を踏まえて、その検証と見直しを行うことが適当である。

また、排水基準の見直しにより基準が強化されることとなるが、既設事業場に対しては、新しい基準の遵守に適合させるための諸準備に一定の期間が必要であり、一定の猶予期間を設けることが適当である。

## 亜鉛含有量に係る排水基準（案）

## 〔府域に適用する排水基準〕

根拠		水質汚濁防止法	上乗せ条例	生活環境保全条例
対象		日平均排水量が 50 m <sup>3</sup> 以上の 法対象事業場	日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上の 法対象事業場	日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上の 条例対象事業場
排水基準値	現行	2 mg/L	5 mg/L	5 mg/L
	見直し案		2 mg/L	2 mg/L

## 〔暫定排水基準〕

## 暫定排水基準値

下の業種に属する事業場については、上の排水基準の代わりに下表に示す暫定排水基準を適用する。

業種	法に基づく 一律基準	法に基づく 暫定基準	上乗せ基準	条例に基づく 暫定基準(案)
電気めっき業	2mg/L	5mg/L	2mg/L	5mg/L (上乗せ条例のみ*)

備考 暫定排水基準は、基準改正の施行の際の既設事業場に対し適用する。

\* 電気めっき業は、すべて法対象事業場として規制が行われるため、生活環境保全条例において暫定排水基準の設定は行わない。

## 適用期間

基準改正の施行日から5年間

## 〔適用猶予〕

基準改正の施行の際、現に法（又は生活環境保全条例）で定める施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排水については、基準改正の施行日から6か月は改正前の基準を適用する。

## ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直し案

### 1 有害物質規制について

水質汚濁防止法（以下「法」という）では「人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「有害物質」という。）としてカドミウム等 26 物質を定め、排水量にかかわらず、全ての対象事業場に全国一律の排水基準を設定している。

大阪府では、有害物質について「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」（以下「上乘せ条例」という。）により、上水道水源地域において法の一律基準の概ね 10 倍厳しい上乘せ基準を設定するとともに、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「生活環境保全条例」という。）により、法対象以外の条例で定める事業場に対しても法及び上乘せ条例と同様の排水基準を適用している。

### 2 ほう素等3項目の排水基準設定の経過

「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」及び「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」（以下「ほう素等3項目」という。）は、平成 13 年 7 月の水質汚濁防止法施行令改正により有害物質項目に追加された。

この改正を受けて大阪府は、平成 14 年 3 月 29 日に上乘せ条例及び生活環境保全条例施行規則を改正し、ほう素等3項目の有害物質項目への追加と上乘せ基準等の設定を行い、平成 14 年 4 月 1 日から施行している。

### 3 ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しの経過

ほう素等3項目の排水基準の適用に当たっては、法及び条例ともに、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種又はその他の区分（以下「業種等」という。）に属する事業場に対し、期間を定めて暫定排水基準を適用する経過措置が講じられている。

この経過措置については、平成 16 年度に 1 回見直しが行われ、現行の上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく経過措置は平成 20 年 3 月 31 日にその適用期限が到来する。

このため、知事は、平成 19 年 7 月 18 日に大阪府環境審議会に対し、ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて諮問し、同日その調査検討が水質規制部会に付託され、水質規制部会において、専門的な見地から検討を行った。

### 4 ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置見直しの考え方

水質規制部会では、公共用水域におけるほう素等3項目の検出状況、暫定排水基準適用事業場の排水実態や国における最新の知見を踏まえ、上水道水源地域に排水を排出するものについては上水道水源保護の観点から、海域に排水を排出するものについては人為的な排出による海域での濃度上昇を抑制する観点から、その他の地域に排水を排出するものについては従来の排水規制の水準を維持するという観点から、それぞれ見直しを行うこととした。

その結果、安定的な排水処理技術が確立していない等のため、現時点においてなお、技術的に上乘せ基準を遵守することが困難な業種については、平成 20 年 3 月 31 日までとしている暫定排水基準を適宜見直し、延長して適用することとした。

### 5 ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直し案

4 の考え方に基づき検討を行った結果、ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置については、別紙のとおり見直すことが適当である。

引き続き暫定排水基準を適用するものについては、法の暫定排水基準と同様、3 年間の適用

期間（平成20年4月1日から平成23年3月31日まで）を設け、今後の排水処理等に関する技術開発の動向や排水実態、公共用水域での検出状況等を踏まえて、その検証と見直しを行うことが適当である。

なお、今回の経過措置の見直しによる新たな暫定排水基準の適用は、暫定排水基準適用期間の終了に伴い本来適用される基準より緩い暫定排水基準を設定するものであることから、猶予期間は設定しないこととした。

#### 6 上水道水源地域の見直しについて

上水道水源地域については、現に上水用に原水を取水している地点より上流の公共用水域を対象とすることが適当である。

現行の上乗せ条例及び生活環境保全条例においては、16の地域が上水道水源地域に定められているが、上水道事業や簡易水道事業による取水の実態を踏まえ、「茨木市泉原簡易水道取水地点から上流の茨木川及びこれに流入する公共用水域に係る地域」については、上水道水源地域から除外することが適当である。

## ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直し案

## 水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の暫定排水基準の見直し

## 1 上水道水源地域に排出水を排出するものに適用する暫定排水基準

## ほう素及びその化合物

単位：mg/L

業種	法の 一律 基準	法の 暫定 基準	上乗せ 基準	暫定排水基準	
				現行	見直し案
				既設	既設
電気めっき業	10	50	1	10	2
ほう酸製造業		80		10	廃止(1)

注1)「既設」とは平成13年7月1日現在の特定施設を平成17年4月1日において設置しているもの(設置の工事をして  
いるものを含む)のこと。「新設」(「既設」以外のもの)には上乗せ排水基準値(1mg/L)を適用。

注2)「廃止(1)」とは、暫定排水基準を廃止して、上乗せ基準1mg/Lを適用することを示す。

## ふっ素及びその化合物

単位：mg/L

業種	法の 一律 基準	法の 暫定 基準	上乗せ 基準	暫定排水基準			
				現行		見直し案	
				既設	新設	既設	新設
電気めっき業(1日当たりの平均的な排水の量(以下「日平均排水量」という。)が30m <sup>3</sup> 未満であるもの)	8	50	0.8	8	/	廃止 (0.8)	/
旅館業(日平均排水量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満であり、昭和49年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもの)		50	/	15	15		

注1)「既設」とは平成13年7月1日現在の特定施設を平成17年4月1日において設置しているもの(設置の工事をして  
いるものを含む)のこと。電気めっき業の「新設」(「既設」以外のもの)には上乗せ排水基準値(0.8mg/L)を適用。

注2)「昭和49年改正政令」：水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正  
する政令(昭和49年政令第363号)。以下同じ。

注3)「温泉」：温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。

注4)「廃止(0.8)」とは、暫定排水基準を廃止して、上乗せ基準0.8mg/Lを適用することを示す。

## アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸化合物及び亜硝酸化合物

単位：mg/L

業種	法の 一律 基準	法の 暫定 基準	上乗せ 基準	暫定排水基準	
				現行	見直し案
				既設	既設
畜産農業	100	900	10	900	900
食料品製造業(日平均排水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの)		-		100	40
食料品製造業(日平均排水量が30m <sup>3</sup> 未満のもの)		-		100	100
金属製品製造業(日平均排水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの)		-		100	25
金属製品製造業(日平均排水量が30m <sup>3</sup> 未満のもの)		-		100	100
下水道業(単槽式嫌気好気活性汚泥法によらないもの)		-*		25	20
下水道業(単槽式嫌気好気活性汚泥法によるもの)		-		25	25
し尿処分業(化学処理を行うものを除く)		-		30	20
し尿処分業(化学処理を行うもの)		-		100	30

注1)「既設」とは平成13年7月1日現在の特定施設を平成17年4月1日(食料品製造業、金属製品製造業及び下水  
道業にあつては平成14年4月1日)において設置しているもの(設置の工事をしてしているものを含む)のこと。「新  
設」(「既設」以外のもの)には上乗せ排水基準値(10mg/L)を適用。

注2)下水道業で、モリブデン、ジルコニウム、水酸化ニッケル化合物を受け入れているもの場合は、暫定排水基  
準(250mg/L)が適用。



2 海域に排出水を排出するものに適用する暫定排水基準  
ほう素及びその化合物

単位：mg/L

業種	法の 一律 基準	法の 暫定 基準	上乗せ 排水 基準	暫定排水基準	
				現行	改正案
				既設・新設	既設・新設
ほうろう鉄器製造業	230	-	10	50	50
うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するもの)		-		50	50
電気めっき業		-		50	50
金属鋳業		-		150	150
粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するもの)		-		150	150
うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの)		-		150	150
貴金属製造・再生業		-		50	50
ほう酸製造業		-		100	80
下水道業(旅館業(温泉を利用するもの)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のもの)		-		50	50
旅館業(温泉を利用するもの)		500			

ふっ素及びその化合物

単位：mg/L

業種	法の 一律 基準	法の 暫定 基準	上乗せ 排水 基準	暫定排水基準	
				現行	改正案
				既設・新設	既設・新設
ほうろう鉄器製造業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満のもの)	15	25	/	15	15
うわ薬製造業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満のもので、かつ、ほうろううわ薬を製造するもの)		25		15	15
電気めっき業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満のもの)		50		15	15
旅館業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満であり、昭和 49 年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもの)		50		15	15

3 上水道水源地域、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに適用する暫定排水基準  
ふっ素及びその化合物

単位：mg/L

業種	法の 一律 基準	法の 暫定 基準	上乗せ 排水 基準	暫定排水基準	
				現行	改正案
				既設・新設	既設・新設
ほうろう鉄器製造業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満のもの)	8	25	/	15	15
うわ薬製造業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満のもので、かつ、ほうろううわ薬を製造するもの)		25		15	15
電気めっき業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満のもの)		50		15	15
旅館業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満であり、昭和 49 年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもの)		50		15	15

## 大阪府生活環境の保全等に関する条例の暫定排水基準の見直し

### 1 上水道水源地域に排出水を排出するものに適用する暫定排水基準 ほう素及びその化合物

単位：mg/L

業 種	条例 排水 基準	暫定排水基準	
		現行	見直し案
		新設・既設	新設・既設
旅館業(温泉を利用するもの)	10	500	500

### ふっ素及びその化合物

単位：mg/L

業 種	条例 排水 基準	暫定排水基準	
		現行	見直し案
		新設・既設	新設・既設
旅館業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上であり、昭和 49 年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもの)	8	15	15
旅館業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 未満であり、かつ、温泉を利用するもの及び昭和 49 年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属するもの)		50	50

### アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸化合物及び亜硝酸化合物

単位：mg/L

業 種	条例 排水 基準	暫定排水基準	
		現行	見直し案
		既設	既設
畜産農業	10	-	900
食料品製造業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上のもの)	10	100	40
食料品製造業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 未満のもの)			100
金属製品製造業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上のもの)		100	25
金属製品製造業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 未満のもの)			100

注)「既設」とは届出施設を平成 14 年4月1日において設置しているもの(設置の工事を行っているものを含む)のこと。  
「新設」(「既設」以外のもの)には上乗せ排水基準値(10mg/L)を適用。

### 2 上水道水源地域以外の公共用水域に排出水を排出するものに適用する暫定排水基準

#### ほう素及びその化合物

単位：mg/L

業 種	条例 排水 基準	暫定排水基準	
		現行	見直し案
		新設・既設	新設・既設
ほうろう鉄器製造業	10	50	50
うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するもの)		50	50
貴金属製造・再生業		50	50
電気めっき業		50	廃止 法
ほう酸製造業		100	80
金属鋳業		150	150
粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するもの)		150	150
うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの)		150	150
旅館業(温泉を利用するもの)		500	500

注)「電気めっき業」に属する事業場は法対象事業場となり、2 の暫定排水基準(50mg/L)が適用される。

ふっ素及びその化合物

単位：mg/L

業 種	条例 排水 基準	暫定排水基準	
		現行	見直し案
		新設・既設	新設・既設
ほうろう鉄器製造業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 未満のもの)	海域 15	25	25
うわ薬製造業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 未満であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するもの)		25	25
旅館業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 未満であり、かつ、温泉を利用するもの及び昭和 49 年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属するもの)	海域 以外 8	50	50
電気めっき業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 未満のもの)		50	廃止 法

注)「電気めっき業(日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>未満のもの)」に属する事業場は法対象事業場となり、法の暫定排水基準(50mg/L)が適用される。

〔上記に加え、海域以外に排水を排出するものに適用〕

業 種	条例 排水 基準	暫定排水基準	
		現行	見直し案
		新設・既設	新設・既設
貴金属製造・再生業(日平均排水量が 50 m <sup>3</sup> 未満のもの)	8	12	廃止(8)
プラスチック金属複合板製造業		13	廃止(8)
非鉄金属製錬・精製業		13	11
化学肥料製造業		15	10
ふっ化水素酸製造業		15	廃止(8)
ほうろう鉄器製造業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上のもの)		15	15
うわ薬製造業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するもの)		15	15
貴金属製造・再生業(日平均排水量が 50 m <sup>3</sup> 以上のもの)		15	廃止(8)
電気めっき業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上のもの)		15	廃止 法
旅館業(日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上であり、昭和 49 年改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないものであって、かつ温泉を利用するもの)		15	15

注1)「廃止(8)」とは、暫定排水基準を廃止して、条例排水基準8mg/Lを適用することを示す。

注2)「電気めっき業(日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>以上のもの)」に属する事業場は法対象事業場となり、2 の暫定排水基準又は法の暫定排水基準(15mg/L)が適用される。「電気めっき業(日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>未満のもの)」に属する事業場には法の暫定排水基準(50mg/L)が適用される。

## アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸化合物及び亜硝酸化合物

単位：mg/L

業 種	条例 排水 基準	暫定排水基準	
		現行	見直し案
		新設・既設	新設・既設
化学肥料製造業	100	140	廃止(100)
イットリウム酸化物製造業		200	150
酸化銀製造業及び触媒製造業		250	廃止(100)
電気めっき業		500	廃止 法
酸化コバルト製造業		700	400
畜産農業		900	900
炭酸バリウム製造業		1000	800
黄鉛顔料製造業		1300	900
すず化合物製造業		2000	1800
ジルコニウム化合物製造業		2400	1800
モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業		2400	2000
硝酸銀製造業		2500	2000
貴金属製造・再生業		5000	4000
ネオジム化合物製造業		5000	廃止(100)

注1)「廃止(100)」とは、暫定排水基準を廃止して、条例排水基準 100mg/L を適用することを示す。

注2)「電気めっき業」に属する事業場は法対象事業場となり、法の暫定排水基準(500mg/L)が適用される。